

2024年6月24日

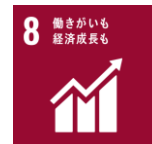
孫のための看護休暇制度の新設について

佐賀銀行（頭取 坂井 秀明）は、全ての従業員のワーク・ライフ・バランス実現に向けた取組みの一環として、孫のための看護休暇制度を新設しましたので、お知らせいたします。

これまで中学校就学前の子を養育する従業員を対象とした子の看護休暇制度がありましたが、今般、対象に中学校就学前の孫を養育する従業員を追加いたします。

共働き世帯が増える中、祖父母世代が「孫育て」に積極的にかかわることができる環境を整備することで、将来に亘って安心して働ける職場をつくり、従業員エンゲージメントの向上を目指してまいります。

記



1. 制度の概要

対象となる従業員	中学校就学前の孫を養育する従業員
休暇の内容	対象の孫が1名の場合 年間 5日 対象の孫が2名以上の場合 年間10日 ※1日単位または1時間単位の利用が可能

2. 実施日

2024年7月1日（月）

以上

《本件に関するお問い合わせ先》
人事部 担当：橋本・平井
TEL 0952(25)4556
<https://www.sagabank.co.jp>